



<p>教育長</p>	<p>ただいまから、平成31年度第4回大崎市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>出席委員定足数に達しておりますので、平成31年第4回大崎市教育委員会定例会は成立いたしました。</p> <p>これより会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりとなります。</p>
<p>教育長</p>	<p>初めに、平成31年第3回定例会の会議録の承認を求めます。</p> <p>内容については、御異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
<p>教育長</p>	<p>御異議ないものと認め、会議録を承認いたします。</p> <p>次に、本日の会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>佐藤委員にお願いをいたします。</p> <p>また、本日の教育委員会定例会には3名の傍聴を許可しておりますので、御報告を申し上げます。</p> <p>傍聴の方々に申し上げます。</p> <p>教育委員会の傍聴に当たりましては、議案、報告等の案件に対して賛成あるいは反対の意思表示をしたり、会議の妨害となる行為をすることは禁じられております。</p> <p>規則等に基づき非公開の議決があった時には、一時的に退室をしていただきます。</p> <p>また、規則等に違反する場合は、退席を命ずることがありますので、申し上げます。</p>
<p>教育長</p>	<p>続いて、私から教育長報告をさせていただきます。</p> <p>新年度を迎え、爽やかな春の暖かさを感じられるようになってきたところであります。</p> <p>各学校、幼稚園におきましても、転入職員、新採用の職員、それから新入学生、新入園児を迎え、学校生活が順調にスタートしたところでございます。</p> <p>さらには、県費負担教職員、そして市職員の4月1日付け人事異動も、無事赴任が完了しまして、生涯学習、生涯スポーツも含めて、各施設及び関連団体におきましても順調に新年度が始められたところであります。</p> <p>また、私もこの4月から5月にかけて、全部の学校を回っていききたいという計画を持っておりまして、時間の合間をとって、学校のほうに直接出向いて、状況をお聞きしているところでございます。</p> <p>それでは初めに、幼稚園の入園式、小中学校の入学式についてご報告をさせていただきます。</p> <p>4月6日から10日にかけて、幼稚園、そして小中学校におきまして、それぞれ特色ある式が挙行されまして、無事に終了することができました。教育委員の皆様にも大変ご多忙の中で御出席いただきましたこと、この場をお借りいたしまして、感謝申し上げます。本当にありがとうございました。</p> <p>次に、今年度から新たに実施いたします事業について御説明申し上げます。</p> <p>まず初めに、「大崎市子どもの心のケアハウス事業」ですが、この事業は、不登校やその傾向にある児童生徒と保護者を対象に、自立と学</p>

校生活への自発的な復帰に向けた支援と体制強化を図ることを目的とし、4月1日から事業を立ち上げたところでございます。

具体的には、中央公民館の旧友和館側になりますが、1階のスペースに相談事務所を構えまして、部屋にいるよりは、できるだけ学校あるいは家庭に出向いていくアウトリーチ型の不登校対策として、訪問活動を中心とした事業を展開するものであります。

関係機関と連携した心のケアや学習支援サポート、さらには児童生徒、そして保護者に対する相談支援業務など、スーパーバイザーや心のケアコーディネーターという職員を配置しまして、それぞれの児童生徒の実態に応じた各種支援を行うこととしております。

次に、学力向上マネジメント支援事業についてご説明いたします。

県も大崎市も学力向上対策が非常に重要な施策の一つと認識しておりまして、県のほうでもそのように共通した認識をしておりまして、この大崎市内では、古川中学校区と三本木中学校区の2つの地域、小中学校の連携を中心としまして、本市のモデル校という形で指定をしまして、年2回の標準学力検査の実施と結果分析などを中心として、授業の改善を進めていく計画であります。

また、児童生徒が学校生活にどの程度満足しているか、さらには学級集団の中でさまざまな活動が主体的に取り組んでいるかなど、児童生徒の心理的な側面にも注目をしながらこの調査をする「ハイパーQ調査」もあわせて実施することによりまして、現在の子供たちを取り巻く学校環境や学級の状況等を密に把握しながら、よりよい学校・学級づくりに向けた取り組みを推進していく計画であります。

なお、この事業は3カ年計画で取り組む予定としておりまして、その成果につきましては、各種研修会を通じて、市内小中学校で情報共有しながら、大崎市内小中学校全体の学力向上に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、学校統合に係る進捗状況について御報告申し上げます。

古川西部地区及び古川北部地区の学校再編につきましては、小中学校のPTA及び地域の代表者18名から成る合同検討委員会をそれぞれ各地区で立ち上げたところであります。まず第1回目の検討委員会を3月末に開催したところであります。

地域によって、やや動きは異なりますが、既に合意形成が図られ、今後具体的な検討に入っていく必要性を感じた地域がある一方で、もう少し時間をかけながら、理解を深めていく必要性を感じた地域もあります。

今後、鳴子温泉地域での合同検討委員会の立ち上げも含めて、学校再編に向けた方針等をできる限り丁寧に御説明しながら、状況を見極めてまいりたいと感じているところであります。

最後に、学校施設等におけるエアコン設置工事関連の状況について、御報告申し上げます。

市内の市立幼稚園につきましては、3月中に全ての設置工事が完了しております。

また、小学校施設につきましては、まず大崎市内のナンバースクールと鹿島台小学校、岩出山小学校ということで、まずは大規模からということで、全7校が7月上旬の設置完了に向けて準備を進めているところであります。業者と学校との打ち合わせは既に終わったところであります。ほかの学校施設につきましても、順次進めていきたい

と考えておりまして、遅くとも年度内には、可能な限り早期に設置できるよう頑張っけてまいりたいと思っております。

このように、今年度も新たな事業を初めとして、子供たちの未来に向けた学校教育環境の整備に鋭意努力してまいりたいと思っておりますので、今後とも引き続き、教育委員の皆様のご理解と御協力をお願いを申し上げます。

以上で、教育長報告を終わります。

この報告について、何かご意見があればお願いしたいと思います。

青沼委員

2番目の学力向上マネジメント関係のことで、古中区と三本木中區とで始まっておりまして、たしか北部教育事務所はこのための人員が配置されたと思うのですが、その方と教育委員会内の担当者の連携と、私が申し上げたいのが、北部教育事務所内にいる担当者の活用というか、うまく利用の仕方というか、つまり簡単に言えば、公開研究とかをしたときに来て、それを見て、所見を申し上げて、指導をして帰るというレベルではなくて、実際に小中学校に入って指導いただくという活用も含めて、積極的な活用をしていただくのがいいのかなと。マンパワーがせっかくあるのと。

たしか大崎地区担当と書いてあった記憶があるので、そのために配置してもらった方なので、活用方法について県事務所とうまく整合をとりながら、その人材をうまく使っていただければなど。すばらしい方になっていただいているので。これはお願いでございます。

以上です。

学校教育課副参事

ご意見、ありがとうございます。

教育事務所のマネジメントアドバイザーとは打ち合わせを進めさせていただいております。

現段階では、大崎市の学力向上に関する研修会、例えば研究主任会、そういったところにもお越しいただく予定でございます。それから、市の指導主事訪問、これについても同行をお願いしております。そこで感じたことを我々に伝えていただいて、その学校のほうに伝えていくということで現在のところ進めております。

それから、年間計画についても示させていただいて、今後、何月までにこれを目標にしましょうということで、暫時、文書等のやり取りですけれども、お知らせはさせていただいているという段階になっております。

以上です。

(「わかりました。ありがとうございます」の声あり)

教育長

これは県の事業に乗りながらやっている事業で、県では4つの市にアドバイザーを入れているという状況で、大崎市も手を挙げさせていただきました。

しかし、県の予算で確定してから動くということでありますから、3月末に確定となっております。それから動いていますから、まさに今、連絡調整をしているところです。それぞれの学校にはアドバイザーの方は既に入っております。いろいろな研修会のみならず、常時そのアドバイザーはその学校に入って、状況と問題点も洗い出しなが

らやる予定であります。席については、北部教育事務所にもありますが、こちらの指導主事とも常に連絡調整をとりながら学校にはいっていくと、こういう状況になっております。詳しい指導内容と成果と進捗についても教育委員会では御報告させていただきたいと思っておりますけれども、何か御意見がある場合には随時委員さん方からも御意見を頂ければありがたいと思っております。

この件についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長

それでは続きまして、専決処分報告を行います。  
初めに、大崎市社会教育委員の委嘱について、報告をお願いします。  
生涯学習課長、報告願います。

生涯学習課長

それでは、1ページをお開きください。  
大崎市社会教育委員の委嘱について、御報告申し上げます。  
社会教育委員は、平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2年間の任期により、15名の方々に委員委嘱をさせていただいております。  
今月1日付での平成31年度人事異動によりまして、1名の委員に変更が生じたので、その残任期間の委員として、推薦母体となる大崎市内小中学校長会から推薦のあった方に対し、4月1日に遡って委員を委嘱させていただくものであります。任期につきましては、平成31年4月1日から平成32年5月31日までとなっております。  
以上、報告とさせていただきます。

教育長

ありがとうございました。  
それでは次に、大崎市公民館運営審議会委員の委嘱についての報告をお願いします。  
中央公民館長、報告願います。

中央公民館長

それでは、2ページをお開きください。  
専決処分の報告、大崎市公民館運営審議会委員の委嘱について、ご説明いたします。  
公民館運営審議会委員は、平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2年間の任期により、現在15名の方々に委員委嘱をさせていただいております。  
今月1日付での平成31年度人事異動によりまして、1名の委員に変更が生じたので、その残任期間の補欠委員として、推薦母体となる大崎市内小中学校長会から推薦のあった方に対し、4月1日に遡って委員を委嘱させていただきました。任期は、平成31年4月1日から平成32年5月31日までとなっております。  
以上、報告とさせていただきます。

教育長

ありがとうございました。  
よろしいでしょうか。次に進ませていただきます。  
次に、大崎市文化保護委員会委員の委嘱についての報告をお願いします。  
文化財課長、お願いします。

文化財課長	<p>大崎市文化保護委員会委員の委嘱に関する専決処分について報告いたします。</p> <p>平成31年4月1日付の宮城県教職員の人事異動に伴いまして、文化財保護委員会委員2名が異動となりましたので、同日付で大崎市内小中学校長会より推薦のありました2名を新たに文化財保護委員会委員に委嘱する専決処分をいたしましたことを報告いたします。</p> <p>なお、任期は、大崎市文化財保護委員会規則第4条第2項の「補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする」との規定により、平成31年4月1日から平成32年6月30日までとなります。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>それでは次に、大崎市青少年センター運営協議会委員の委嘱についての報告をお願いします。</p> <p>生涯学習課長、お願いします。</p>
生涯学習課長	<p>大崎市青少年センター運営協議会委員の委嘱について、御報告申し上げます。</p> <p>こちらにつきましても、平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2年間の任期によりまして、15名の方々に委員委嘱をさせていただいております。</p> <p>今月1日付の平成31年度人事異動によりまして、4名の委員に変更が生じたので、その残任期間の委員として、各推薦母体から推薦のあった方に対し、4月1日に遡りまして委員を委嘱させていただくものであります。任期につきましても、平成31年4月1日から平成32年5月31日までとなっております。</p> <p>以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いします。</p>
教育長	<p>それでは次に、大崎市学校給食運営審議会委員の委嘱についての報告をお願いします。</p> <p>教育総務課長、お願いします。</p>
教育総務課長	<p>それでは、(5)の専決処分の報告、大崎市学校給食運営審議会委員の委嘱についてご説明させていただきます。</p> <p>これまでの附属機関の委員さんと同様に、平成31年4月1日付の人事異動に伴いまして、この審議会委員の大崎市内の小中学校から推薦されております学校教育者関係者が変更となりました。これに合わせまして、4月1日付で専決処分で委嘱をさせていただきましたので、今回報告をさせていただくものとなります。</p> <p>なお、委嘱しました委員の任期につきましては、前任者の残任期間となりますので、こちらに記載しておりますとおり、平成31年4月1日から平成32年9月30日までということになります。</p> <p>以上、報告とさせていただきます。</p>
教育長	<p>それでは次に、大崎市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の報告をお願いします。</p> <p>沼部公民館長、お願いします。</p>

沼部公民館長

大崎市公民館条例施行規則の一部を改正する規則に関する専決処分について御報告をさせていただきます。

本年2月議会定例会におきまして可決されました大崎市公の施設の使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例第6条におきまして大崎市公民館条例の一部改正がなされまして、沼部公民館の貸し出しする部屋の名称変更等が行われましたことに伴い、関係する大崎市公民館条例施行規則の一部を改正するものです。

内容といたしまして、規則第9条の冷暖房に関する部分でございますが、別表の沼部公民館の部屋の名称の中で、研修室、それからパソコン室を、それぞれ研修室(1)、研修室(2)というふうに改め、合わせて並び替えを行ったものでございます。この規則につきましては平成31年4月1日から施行となりますので、専決処分とさせていただきます。

以上、報告とさせていただきます。

教育長

ありがとうございました。

それでは先に進めまして、議事に入りたいと思います。

日程第1、議案第17号大崎市図書館管理運営規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

図書館長、お願いします。

図書館長

議事案件の概要について御説明いたします。

7ページをお開きください。

議案第17号大崎市図書館管理運営規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

今回の大崎市図書館管理運営規則の一部改正を行うに当たっては、改正後直ちに施行すべき部分と、平成31年10月1日から施行する部分が含まれております。第1条部分で、改正後直ちに施行すべき改正内容を定め、公布の日から施行するものとし、さらに第2条において平成31年10月1日から施行する部分の改正を定めております。

初めに、第1条部分の主な改正内容を御説明いたします。

第1点目といたしましては、大崎市図書館管理運営規則第7条の見出しを「登録手続き等」に改め、利用者カードの内容が適切であることを定期的に確認を行うものとして、個人については2年ごと、団体においては1年ごとに実施することを第7条第3項として定め、改正前の第10条第2項で定めていました、5年間にわたって図書館資料の貸し出し実績がない場合は利用者カードの効力を失効させることを第7条第4項として整理したものといたします。

2点目としまして、第8条利用手続きとして、貸し出しを受ける際には利用者カードの提示をさせるものとし、第9条「貸出し期間及び貸出し点数等」として、改正前の第8条において文言で図書館資料と視聴覚資料の貸出し期間や貸出し件数を定めていたものを、新たに、改正後の第9条では表形式で示すように改めております。

第3点目としまして、様式第1号の図書館個人利用登録申請書及び様式第2号の図書館団体利用登録申請書において、本人確認のために提示させる書類について、提示させる主な書類として個人番号カードを追加し、あわせて書類の名称を正式なものに改めたものです。

以上、主な3点の改正に合わせ、規則内の一部の文言の整理を行っております。

続きまして、第2条部分の改正内容を御説明いたします。

本年2月議会定例会におきまして可決となりました大崎市公の施設の使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例第59条におきまして大崎市図書館条例の別表の備考1の改正を行っております。

具合的には、図書館内の研修室または多目的ホールを利用する際に、大崎市以外に住所を有する者等が使用する場合は使用料が2倍となるのですが、規則で定める地域を除くという特例地域が追加されました。この規定を受けて、大崎市図書館管理運営規則に第22条を追加し、特例地域として色麻町、加美町、涌谷町及び美里町の大崎管内の町を定めるものです。これによりまして、この4町に住所を有する者等が図書館施設を使用する際は大崎市民と同様の使用料で利用できるものとなります。

また、第7条において定めております図書館資料の貸出しに係る団体の登録手続きにつきましては、第22条で定める地域の団体で、館長が特に必要と認める団体を含むと改めております。主たる活動地域が第22条で定める特例地域であって、公立図書館を持たない地域の団体の場合に、図書館資料の貸出しに係る登録を認めるものです。

以上、2点の改正に合わせ、第22条を追加したことから、現行の第22条から第28条まで1条ずつ繰り下げております。

なお、第2条の施行期日は、大崎市公の施設の使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例第59条の大崎市図書館条例の一部改正の施行期日と同じ、平成31年10月1日となります。

説明は以上となります。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

教育長 ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。

青沼委員 1つだけ。  
ここの証明のところ、正式な名前にしたと、自動車の運転免許証、ちょっと気になったのが、学生証の部分がなくなって、これは証明にならないというのか、それともその他というところで大体は認めていこうということで入れたのかなとは感じたのですが、学生の利用、もちろん図書館ですので、この辺はどのように考えていらっしゃるのか、お願いします。

図書館長 学生証につきましては、学校で個別の名前で読んでいる場合もございますので、今回につきましてはその他の部分に含めることといたしております。

青沼委員 弊害にならない程度で——弊害ということはないだろうけれども、一番利用してもらいたいものですから、そういう思いです。  
特にありません。

教育長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようですので、本案について御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。



<p>教育長</p>	<p>次に、日程第2、議案第18号大崎市教育委員会入札執行者を定める規程の一部を改正する訓令についてを議題といたします。 教育総務課長、お願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>13ページとなります。 議案第19号大崎市教育委員会入札執行者を定める規程の一部を改正する訓令について御説明いたします。 本規定の改正の内容につきましては、昨年になりますけれども、平成30年3月30日付で大崎市契約規則の一部が改正されまして、市長またはその委任を受けて入札を執行する者、いわゆる入札執行者を定めている条項が1号の条ずれを生じております。 具体的には、大崎市契約規則の第2条第6号が第7号になっております。並びに、昨年同日付で大崎市建設工事執行規則が廃止となっております。このことから、この規程、大崎市教育委員会入札執行者を定める規程の中で引用している部分の整理と、それから廃止をすることにしたものでございます。 本来であるならば、昨年の4月の時点で、この会議で審議をしていただくべき内容となっておりますが、事務の見落としがございまして、この時期となりましたことをお詫び申し上げます。 なお、この改正の遅れに伴いまして事務の支障は特に生じておらないことを申し添えます。 説明は以上となりますので、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。 以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。  (「なし」の声あり)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、この件については御異議がないということでよろしいでしょうか。  (「異議なし」の声あり)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、本案について御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、日程第3、議案第19号人事案件についてを議題といたします。</p>
<p>青沼委員</p>	<p>発議。</p>
<p>教育長</p>	<p>青沼委員。</p>
<p>青沼委員</p>	<p>人事案件でありますので、教育委員会会議規則第5条第1項の規定により議案第19号を秘密会とすることのお取り計らいをお願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>お諮りいたします。 議案第19号を秘密会とすることに御異議ございませんか。  (「異議なし」の声あり)</p>

教育長	<p>御異議なしと認め、議案第19号を秘密会といたします。          教育部長，教育部参事，教育総務課長を除き，そのほかの方々は御退室願います。          暫時休憩します。</p> <p style="text-align: center;">(休憩)</p>
教育長	<p style="text-align: center;">(退出者入場後，再開)</p> <p>再開いたします。          そのほか，委員の皆さんからございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「なし」の声あり)</p>
教育長	<p>それでは，以上で本日の教育委員会定例会を終了いたします。</p>
教育長	<p>次に，各課・館の報告に入ります。          教育部長→参事→教育総務課長→学校教育課長→生涯学習課長→文化財課長→中央公民館長→図書館長→学校教育課副参事</p>
閉 会	<p>この会議録の作成者は次のとおりである。</p> <p>教育総務課 総務担当 主幹兼係長 加藤浩司          上記記録の正確なることを認め，ここに署名する。</p> <p>令和            年            月            日</p> <p style="text-align: center;">_____ 教 育 長 _____</p> <p style="text-align: center;">_____ 署名委員 _____</p>